

適正ではない取引に関する報告・相談窓口の設置について

取引適正化の観点から業界内の取引の実態を客観的に把握し、業界内で取引改善への対応を検討することを目的として、日本印刷産業連合会の Web サイトに「適正ではない取引に関する報告・相談窓口」を設置いたしましたのでご案内いたします。

1. 窓口設置の背景

サプライチェーン全体での取引適正化の観点から業界内の取引の実態を客観的に把握し、業界内で取引改善への対応を検討することを目的に、新設した「取引適正化推進プロジェクト」の一環として、日印産連の Web サイトに印刷業界独自の「適正ではない取引に関する報告・相談窓口」を設置いたします。不適正取引の早期発見、団体内での課題の共有のための情報収集を会員企業の皆さまが声を上げやすくすることで実現してまいります。

2. 窓口の概要

- ・会員企業の皆さまにおかれましてはこれまで通り各県、地区の組合や 10 団体への取引に関する相談は可能です。
- ・日印産連の報告・相談窓口は団体の枠を超えて情報を共有、対応についての検討を行い、ご相談者への助言を行います。
- ・本窓口は法的に個別案件の解決、違反性の判断、仲裁等を行うものではありません。
- ・必要に応じて経済産業省や中小企業庁と協議の上、得意先業界団体への働きかけや相談者の意向を踏まえ中小企業庁へのエスカレーションを行うなど、総合的に問題の解決を支援する体制を確立します。
- ・個別具体的な事案の解決には公的相談窓口である「取引かけこみ寺」の活用を推奨いたしますが、この場合も日印産連が相談のサポートをします。

3. ご利用方法

- ・利用対象者は、日本印刷産業連合会の会員 10 団体加盟企業です。
- ・現在お取引のある発注先企業のうち、適正ではない取引が行われていると感じる企業または業界について、最大 3 社までご記入できます。
- ・ご回答内容は、取引適正化に向けた実態把握、対策の検討、中企庁等への報告、相談に活用し、個別の企業名が公表されることはありません。・匿名での報告・相談も可能です。
- ・詳細な対応フローにつきましては別紙「報告・相談窓口の対応フロー」をご参照ください。

【回答 URL】 <https://www.jfpi.or.jp/transactions/id=8505>

【問合せ先】 日本印刷産業連合会 広報部 岸田 torihiki_tekiseika_2026@jfpi.or.jp 以上